

第2期庄原市子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書

1. 業務名

第2期庄原市子ども・子育て支援事業計画策定業務

2. 委託期間

契約締結の日～平成32年3月31日

3. 業務の目的

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき平成27年度に策定した庄原市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）の計画期間が平成31年度末をもって満了するため、第1期計画の進捗状況を踏まえ、改めてニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、事業量の推計、目標量の設定、庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会等の運営支援などを実施し、第2期計画（平成32～36年度までの5年間）を策定することを目的とする。

4. 業務内容

[平成30年度]

- (1) 保育・教育・子育て支援事業に関するニーズ調査
- (2) 現状の分析と課題の整理
- (3) 教育・保育事業者等へのヒアリング調査
- (4) 庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の支援
- (5) 需要量（量の見込み）の推計
- (6) 本計画に関する情報の収集・提供及び例規改正の支援

[平成31年度]

- (7) 目標量の設定
- (8) 事業計画案の策定
- (9) 庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の支援
- (10) 本計画に関する情報の収集・提供及び例規改正の支援
- (11) パブリックコメントの実施支援
- (12) 計画書及び概要版の作成

5. 委託の内容

- (1) 保育・教育・子育て支援事業に関するニーズ調査

事業計画における需要量の見込みの設定や第1期計画の推進状況などを把握するうえでの基礎資料とするため、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア. 調査対象者及び標本数

①未就学児童の保護者 1,000 票

②小学生児童の保護者 1,000 票

※ 調査票は、国の基本指針やモデル調査票案等をもとに、庄原市の地域性などを配慮して独自の設問を加えるとともに、第1期計画で実施した調査をもとに、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。

また、調査票は、庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の議論を踏まえて最終的に庄原市が決定するが、受託者は、調査票案の設計（「教育・保育提供区域」の考え方なども含む）にあたっての助言・アドバイス、情報提供、素案の提案などを行う。

なお、調査票の設計については、平成29年度に広島県と連携して実施した「子どもの生活に関する実態調査」の集計・分析結果を考慮した提案とすること。

「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に規定する「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域」のこと。

市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画では、「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、各年度の「教育・保育（幼稚園、保育所など）」と「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」に対しての「確保方策（いつ、どの施設・事業で、どのくらいの提供を行っていくのか）」を定めるものとされている。

イ. 調査方法

郵送配布・郵送回収

庄原市が、住民基本台帳から上記対象者を抽出し、宛名ラベルとして受託者に提供する。調査票及び発送用封筒、返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘、宛名ラベルの貼付、発送は受託者が行い、回収は庄原市が行う（発送・回収にかかる経費は受託者が負担する）。回収率は60%程度を想定している。

ウ. 調査期間

平成30年12月初旬～平成31年1月末日（予定）

エ. 調査集計・分析及び報告書の作成

回収した調査票を入力・集計し、ニーズ調査の結果を本市独自の傾向や、国の情勢を踏まえて分析する。

集計・分析内容については、その概要や結果をまとめ報告書として作成する。

オ. 報告書のとりまとめの期限

平成31年3月上旬（予定）

(2) 現状の分析と課題の整理

(1) のアンケート調査結果とともに、第1期計画の取り組みの評価や市の最上位計画である庄原市長期総合計画をはじめ関連計画等との関係などを整理して、子ども・子育て支援

にかかわる現状を分析し、その内容に基づき庄原市の課題を抽出する。

(3) 教育・保育事業者等へのヒアリング調査

事業推進にかかる連携方策の検討や計画掲載事業の把握を行うため、教育・保育事業者等に対して、事業への参入意向や今後の事業展望などに関する簡易な調査を行い（FAXまたは電子メールなどにより、市が配布・回収する）、結果を分析する。

(4) 庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の支援

事業計画案などを検討する庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の開催（平成30年度2回程度を予定）にあたり、資料作成、必要な助言、委員会運営支援を行う。会議開催日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(5) 需要量（量の見込み）の推計

(1) のニーズ調査の集計・分析結果をもとに、想定される「教育・保育提供区域」ごとの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量（量の見込み）を推計する。

(6) 本計画に関する情報の収集・提供及び例規改正の支援

計画策定や計画推進に資する情報提供や支援を次のとおり行うこと。

- ①他自治体が実施している施策・事業に関する事例の情報収集をし、提供すること。
- ②関連法律の改正及び国の動向などの情報の概要を適宜提供すること。
- ③本計画に関連する法令改正がある場合は、例規改正の支援を行うこと。

(7) 目標量の設定

(5) の推計結果に、庄原市の資料や、(3) の事業者等へのヒアリング調査結果などから把握するサービス提供状況や見込み量、庄原市の施策意向、子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の審議経過などを加味し、最終的な「教育・保育提供区域」ごとの各種事業の目標量（各年度）を設定する。

(8) 事業計画案の策定

(1) ～ (5) の結果をもとに (7) で設定した目標量を達成していくために必要なサービス提供等の「確保方策」を検討し、それらを踏まえたうえで、庄原市の子ども・子育て支援に関する事業の体系的な整理を行い、事業計画案を策定する。その際、子ども・子育て支援法やこれに基づく国の指針、市の最上位計画である庄原市長期総合計画をはじめとする関連計画との整合を図り、計画管理に必要な指標の設定なども行う。また、計画案に対する審議・検討結果や、国や広島県の最新の動向に合わせ計画案を補修正する。

(9) 庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の支援

事業計画案などを検討する庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の開催（平

成 31 年度 3 回程度を予定) にあたり、資料作成、必要な助言、委員会運営支援を行う。会議開催日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(10) 本計画に関する情報の収集・提供及び例規改正の支援

(6) と同様に行うこと。

(11) パブリックコメントの実施支援

第 2 期庄原市子ども・子育て支援事業計画案に関して庄原市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等を行う。

(12) 計画書及び概要版の作成

確定した第 2 期庄原市子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版を作成する。

計画書及び概要版は、Word 版の印刷用データを作成し、「7. 成果品」に掲げる仕様で印刷・製本すること。

6. 提出書類

受託者は、業務の着手から完了にいたるまでの間、次の書類を提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者及び主たる担当者選任届
- (3) 工程表及び業務実施計画書一式
- (4) 完了届
- (5) 成果品納品書
- (6) その他、庄原市から提出を求められた書類

7. 成果品

受託者は、次の成果品を提出すること。

- (1) ニーズ調査報告資料
A 4 判 50 ページ程度、表紙 1 色・本文 1 色、50 部
- (2) 計画書
A 4 判 100 ページ程度、表紙 4 色・本文 1 色、200 部
- (3) 計画書概要版
A 4 判 4 ページ程度、表紙 4 色・本文 4 色、15,000 部
- (4) 上記 (1) ~ (3) のデータファイル

8. その他

(1) 受託者は、業務遂行中、庄原市と連絡を密にするとともに、疑義が生じた場合は速やかに協議のうえ指示を受けること。また、業務の節目等定期的に打ち合わせを行うこと。なお、連絡、協議した事項については受託者で記録を作成すること。

- (2) 委託に付随して必要となる物品は全て委託料に含めることとする。
- (3) 受託者は、本業務において庄原市の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理体制が十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）の認証を受け、機密保持に関する社内規程を設けていることとし、作業着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）等を提出するものとする。
- (4) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。